

目次

教育委員会規則

- 北海道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
- 告示
- 平成28年度北海道教育委員会職員（船員）採用選考の実施について…………… 2
- 教育職員免許状の失効について…………… 4

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第14号）

1 趣旨

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（以下「政令」という。）が一部改正されたことから、所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

年金たる補償等の支給に関し、他の法律による給付との調整について規定する政令附則第3条関係の表に掲げる年金の名称が改められたため、関係様式の字句を改めることとした。

(1) 休業補償請求書及び年金たる補償（障害補償年金、遺族補償年金）請求書の注意事項に記載している他の法律による年金の名称を政令附則（第3条関係）の表を引用する字句に改めることとした（別記第3号様式その2、その3及びその6関係）。

(2) 年金たる補償の現状報告書等に記載している他の法律による年金の名称を政令附則（第3条関係）の表に掲げる名称に改めることとした（別記第9号様式その1、その2、別記第10号様式及び別記第12号様式その3関係）。

(3) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

北海道教育委員会規則第14号

北海道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和62年北海道教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式その2末尾欄外〔注意事項〕の2の事項中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める」を削り、「厚生年金保険法の障害厚生年金及び国民年金法の障害基礎年金並びに旧船員保険法、旧厚生年金保険法、旧国民年金法の障害」を「同項の表の上欄に掲げる」に、「年金の支給」を「補償の支給」に改め、同様式その3末尾欄外〔注意事項〕の3の事項中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める」を削り、「厚生年金保険法の障害厚生年金及び国民

年金法の障害基礎年金並びに旧船員保険法、旧厚生年金保険法、旧国民年金法の障害」を「政令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる」に改め、同様式その6末尾欄外〔注意事項〕の5の事項中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める」を削り、「厚生年金保険法の遺族厚生年金及び国民年金法の遺族基礎年金、寡婦年金並びに旧船員保険法、旧厚生年金保険法の遺族年金、旧国民年金法の母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦」を「政令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる」に改める。

別記第9号様式その1及びその2中「厚生年金保険法の障害厚生年金」を「厚生年金保険法等による障害厚生年金等」に、「国民年金法の」を「国民年金法による」に、「旧船員保険法の」を「旧船員保険法による」に、「旧厚生年金保険法の」を「旧厚生年金保険法による」に、「旧国民年金法の」を「旧国民年金法による」に改める。

別記第10号様式及び別記第12号様式その3中「厚生年金保険法の遺族厚生年金」を「厚生年金保険法等による遺族厚生年金等」に、「国民年金法の」を「国民年金法による」に、「旧船員保険法の」を「旧船員保険法による」に、「旧厚生年金保険法の」を「旧厚生年金保険法による」に、「旧国民年金法の」を「旧国民年金法による」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第80号

平成28年度北海道教育委員会職員（船員）採用選考を次の要項により行う。

平成27年12月15日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

平成28年度北海道教育委員会職員（船員）採用選考実施要項

1 目的

この試験は、北海道教育庁渡島教育局実習船に乗り組み、次の業務に従事する船員を採用するために行うものです。

2 採用職種等

採用職種	職務内容	採用予定数	勤務場所
船員（二等船舶通信士）又は通信業務を担当する船員（甲板員）	実習船の通信に関する業務及び甲板における業務	1名	北海道教育庁渡島教育局実習船
船員（甲板員）	実習船の甲板における業務	1名	

※ 上記採用職種のうちいずれか1つしか申込みできません。また、申込書提出後の申込職種の変更は認められません。

3 採用予定日

平成28年4月1日

4 受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

ア 昭和55年4月2日以降に生まれた者で、平成28年4月1日から勤務が可能なもの

イ 学校教育法に規定する高等学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

ウ 上記2の採用職種に応じた資格について、いずれかの要件に該当する者

採用職種	資格	要 件
船員（二等船舶通信士）	三級以上の海技士（電子通信）及び二級以上の海技士（通信）	<ul style="list-style-type: none"> 現に資格を有している者 平成28年3月31日までに同資格を取得する見込みの者
通信業務を担当する船員（甲板員）	第三級以上の海上無線通信士及び第二級以上の総合無線通信士	
船員（甲板員）	五級以上の海技士（航海）	<ul style="list-style-type: none"> 現に資格を有している者 海技士国家試験のうち筆記試験に合格している者 船舶職員養成施設の課程を修了（見込みの者を含む。）し、筆記試験が免除される者

エ 実習船勤務が可能な心身共に強健な者

(2) 地方公務員法第16条各号（次のアからオまで）のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 北海道の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験方法

(1) 筆記試験（作文）

(2) 口述試験（個別面接）

6 試験の日程及び会場

(1) 期日 平成28年1月19日（火）

10:15	集合
10:30～12:00	筆記試験（作文）
12:00～13:00	休憩
13:00～	口述試験（個別面接）

(2) 会場 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島合同庁舎4階403号会議室

7 申込方法

次の書類を申込期間内に北海道教育庁渡島教育局企画総務課あて提出してください。

(1) 申込書類

ア 北海道教育委員会職員（船員）採用選考申込書（所定の様式）

イ 最終学校の卒業（修了）証明書

（卒業（修了）見込みの者は、卒業（修了）見込証明書）

ウ 上記「4 受験資格」の(1)のウに定める資格に関するいずれかの証明書類（下表参照）

(ア) 資格取得者

採用職種	証明書類
船員（二等船舶通信士）	海技免状の写し（三級以上の海技士（電子通信）及び二級以上の海技士（通信））
通信業務を担当する船員（甲板員）	無線従事者免許証の写し（第三級以上の海上無線通信士及び第二級以上の総合無線通信士を保有する証明書）
船員（甲板員）	海技免状の写し（五級以上の海技士（航海））

(イ) 資格未取得者

採用職種	証明書類
船員（二等船舶通信士）	・資格取得見込みの者…資格の取得が可能なことを証明する書類
通信業務を担当する船員（甲板員）	・試験一部科目合格者…一部科目合格がわかる書類 ・認定学校等を卒業した者若しくは卒業見込みの者…卒業（見込）証明書
船員（甲板員）	・筆記試験合格者…筆記試験合格証明書の写し ・船舶職員養成施設の課程修了者又は修了見込みの者…課程修了（見込）証明書

※ アについては北海道教育庁渡島教育局において配布します。また、渡島教育局のホームページからもダウンロードすることができます。

(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>)

なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「船員申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号：A4判が入る大きさ）を同封し、11の申込先に請求してください。

(2) 申込期間

申込方法	受付期間	備考
持参する場合	平成27年12月15日（火）から平成28年1月12日（火）まで	9時から17時まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から12月31日までの間を除く。）
郵送の場合	平成28年1月12日（火）の消印のものまで有効	封筒の表に「船員採用選考申込書類」と朱書きし、「簡易書留」で送付すること。

注1 申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。

2 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

8 採用の方法

採用に当たっては、健康判定審査を受けることが必要です。健康判定審査の結果、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。

また、上記4の(1)のイに定める高等学校卒業見込みの者及びウに定める船舶職員養成施設の課程修了見込みの者については、本試験に合格しても、採用予定日までに卒業又は修了していない場合には、採用されません。

9 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給します。

次の金額は、平成27年4月1日現在における新卒者の場合の例です。

学歴	初任給	諸手当
大学卒	218,700円	期末手当、勤勉手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
短大卒	189,000円	
高校卒	165,200円	

※ 初任給は採用者の経歴などを考慮のうえ、決定されます。

10 その他

- (1) 試験当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 試験結果は、試験終了後7日以内に受験者に通知します。
- (3) 申込後に、本試験を受験しない場合は、その旨11の問合せ先に連絡してください。

11 申込先及び問合せ先

〒041-8557
 函館市美原4丁目6番16号
 北海道教育庁渡島教育局企画総務課
 電話 0138-47-9579（直通）

北海道教育委員会告示第81号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により、失効した。

平成27年12月15日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

氏名	田中延和		本籍地	北海道
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
中学校教諭1種免許状（外国語（英語））	昭55中1普第978号	昭和55年3月21日	北海道教育委員会	
高等学校教諭1種免許状（外国語（英語））	昭55高2普第1509号			
高等学校教諭専修免許状（外国語（英語））	平15高専修第0432号	平成16年1月16日		
失効年月日	平成27年11月12日			
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号			